（照会先）
独立行政法人国立病院機構
東埼玉病院
事務部長　井ノ川
管理課長　鈴　木
電話：048-768-1161

令和７年１１月７日
独立行政法人国立病院機構
東埼玉病院

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構東埼玉病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構非常勤職員就業規則第６１条第５号に基づく懲戒処分を行いました。

事　　項	内　　容
事案の概要	令和７年６月１７日（火）以降、正当な理由なく勤務を欠いたものである。
処分年月日	令和７年１１月７日
処分量定	職名　：　医療職職員（非常勤職員・５０歳代） 量定　：　懲戒解雇